

一般社団法人滋賀県猟友会会員規則

制定 平成 24 年 6 月 8 日

改正 平成 26 年 6 月 6 日

改正 平成 28 年 3 月 8 日

第 1 条 この規則は、一般社団法人滋賀県猟友会の正会員の資格基準その他について定めるものとする。

第 2 条 正会員の資格基準は次の通りとする。正会員はこの資格基準を遵守しなければならない。

- (1) この法人の目的を理解し、目的達成のために積極的に行動する者であること。
- (2) この法人の定款、この法人の規則、その他関係する法令規則を遵守する者であること。
- (3) 社会正義を護る者であること。公益のために奉仕する者であること。
- (4) 公序良俗に反する組織に属する者でないこと。
- (5) 理事会が承認する場合を除き、この法人の目的ならびに事業内容の全部又は一部が同一又は類似する組織に属する者でないこと。

第 3 条 この法人の正会員になろうとする者は、別紙に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 4 条 正会員は、支部に属さなければならない。所属する支部は、その者の住居地に近い支部の一つとする。これに依りがたい特別な理由がある場合は、理事会が判断する。

第 5 条 正会員は、任意にいつでも退会できる。退会しようとする者は、別紙に定める退会届けを提出するものとする。

附則

- 1 この規則は、法人設立の日から施行する。
- 2 この改正した規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 この改正した規則は、直ちに施行する。

別紙 1

一般社団法人滋賀県猟友会入会申込書

私は、一般社団法人滋賀県猟友会の定款その他の規則を理解し、その目的に賛同しますので、入会の申し込みをします。

入会にあたり、一般社団法人滋賀県猟友会会員規則第2条に定める資格基準を満たしていること、また、入会が承認された後は定款、規則を遵守することを誓約します。

氏名 (ふりがな)

生年月日 S・H 年 月 日

住所 (〒)

電話番号 (緊急連絡に必要。最も繋がりやすい電話、原則携帯電話を記入)

所属支部名 (不明な場合は、空欄)

令和 年 月 日

一般社団法人滋賀県猟友会会長 様

別紙 2

一般社団法人滋賀県猟友会退会届

私は、一般社団法人滋賀県猟友会を退会したいので届け出ます。

氏名 (ふりがな)

住所 (〒)

所属支部名

令和 年 月 日

一般社団法人滋賀県猟友会会長 様